

■ 阿寒・音別地区に立地する場合

【助成金】

種類	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額
設備投資資金助成	<ul style="list-style-type: none"> • 製造業 • 植物工場 • リサイクル産業施設 • ソフトウェアハウス • 試験研修施設 • 情報処理サービス業 • コールセンター • データセンター • 旅館業 • 観光施設 • 特產品開発施設 • 教育文化施設 • 医療福祉施設 • その他の施設 	<p>《新設の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 固定資産（土地を除く。）の取得価額が5,000万円以上 • 雇用増5人以上 <p>《増設の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 固定資産（土地を除く。）の取得価額が3,000万円以上 • 雇用増5人以上 	固定資産（土地を除く。）の取得価額の8/100以内の額	4,000万円 1,000万円
雇用助成	<ul style="list-style-type: none"> • 製造業 • 植物工場 • リサイクル産業施設 • 電気業（新エネルギー供給業を除く） • ガス業 • 熱供給業 • ソフトウェアハウス • 情報処理サービス業 • コールセンター • データセンター • 試験研究施設 • 新エネルギー供給業（太陽光をエネルギー源とするものを除く） 【新設のみ】 	<p>《新設の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 雇用増10人以上 <p>《増設の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 取得した固定資産（土地を除く。）の基準年度における評価額が3,000万円以上 • 雇用増5人以上かつ増設後の雇用者総数10人以上 <ul style="list-style-type: none"> • 雇用増10人以上 <ul style="list-style-type: none"> • 雇用増5人以上 <ul style="list-style-type: none"> • 取得した固定資産の取得価額が10億円以上 • 雇用増1人以上 	新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円(特例の場合は30万円)	3,000万円
緑化助成	<ul style="list-style-type: none"> • 製造業 • 電気業 • ガス業 • 熱供給業 	• 工場立地法第6条第1項の規定による特定工場（敷地面積9,000m ² 以上又は建築面積3,000m ² 以上）の届出を完了したもの	緑化事業に要したと認められる経費の25/100相当額	1,000万円
土地取得助成	<ul style="list-style-type: none"> • 製造業 • 植物工場 • リサイクル産業施設 • ソフトウェアハウス • 試験研究施設 • 情報処理サービス業 • コールセンター • データセンター 	<p>《市外からの進出の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土地を取得し、3年内に操業を開始すること <p>《市外からの進出以外の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土地を取得し、3年内に操業を開始すること • 雇用助成の対象要件を満たすこと 	土地取得価格の25/100相当額(ただし、事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分)	1億円
事業所賃貸料助成	<ul style="list-style-type: none"> • コールセンター 【新設のみ】 • 本社機能移転事業所 	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用増50人以上 <ul style="list-style-type: none"> • 雇用増30人以上 • 面積300m²以上 • 市外から市内に本社機能を移転することを公表すること • この条例に基づく他の助成の措置の対象とならないこと 	<p>事業所賃借料の1/2相当額を3年間</p> <p>事業所賃借料の1/2相当額を1年間</p>	年500万円
通信回線使用料助成	• コールセンター 【新設のみ】	• コールセンターの新設に伴って、新たに雇用される者の数が50人以上であるもの	通信回線使用料の1/2相当額を3年間	年1,000万円
特別援助	上記の全業種	• 特別援助の申請があった場合で、阿寒・音別地区の産業振興上特に必要があると認めたとき。	• 出資又は融資のあっせん • 土地又は建物のあっせん • 市有普通財産の貸付け又は売却 • 労働力の確保 • 用水の確保 • 道路等周辺公共施設の計画的整備 • その他必要な援助	

【課税免除】

種類	対象業種	対象要件	補助金等の額	限度額
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> • 製造業 • 旅館業 • コールセンター • 製造業^(※2) • 倉庫業 • 情報サービス業 • インターネット附随サービス業 • コールセンター • 道路貨物運送業 	<ul style="list-style-type: none"> • 固定資産（土地を除く。）の取得価額が2,700万円超 • 固定資産の取得価額が2億円超 	固定資産税、都市計画税を以下の範囲で免除する 基準年度 100/100以内 2年目 75/100以内 3年目 50/100以内	なし

【備考】(全地区共通)

- 上記助成等を受けるには、設備投資に係わる工事の着手前60日から着手後30日までの間に申請が必要となります。
- 課税免除を受けるには、工事の着手前に北海道知事から企業立地促進法に基づく企業立地計画の承認を受けることが必要となります。
- 課税免除及び土地取得助成の対象となる土地は、事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分です。
- 各助成は重複することが可能ですが、(本社機能移転事業所に係る事業所賃貸料助成を除く)。
- 市外からの進出をする者が操業等開始の日から3年以内に「設備投資資金助成」、「雇用助成」又は「緑化助成」の新設に係る対象要件を具備するに至ったときは、新設に係る当該助成を行います。